



第3章

計画の基本目標 と施策体系

第3章 計画の基本目標と施策体系

1 基本目標

基本目標1 地域共生社会実現のための地域包括ケアシステム推進体制の強化

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムを構築するための推進体制の更なる強化を図ります。住民が地域づくりに主体的に取り組む体制づくりや、多様で複合的な課題を集約し、適切な支援につなぐ体制づくりを進めます。

また、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制を構築していきます。

基本目標2 在宅医療・介護連携の推進

将来の医療需要増大を見据え、県による医療体制の整備状況との調整を図りつつ、在宅生活を希望する療養者が安心して地域で暮らし続けられるよう、医療・介護資源を効率的に活用しながら、多職種連携による包括的なケアを提供する体制を整備します。

基本目標3 生活支援体制の整備

超高齢社会が進む中、家族形態の変化や地域関係の希薄化、生産年齢人口の減少など社会環境の変化に対応し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の支え合いを基本としつつ、必要な生活支援サービスが受けられるよう重層的な生活支援体制の整備を進めます。

また今後、予想される更なる生産年齢人口減少に伴う、介護人材不足への対応として、介護職以外が行うことができる生活支援を担う人材の発掘・養成を行います。

基本目標4 自立支援・重度化防止及び介護予防の推進

要介護状態の予防や悪化を防止するため、生きがいを持ち、活動的に生活を営むことができる環境整備を進めることで、高齢者等の生活機能全体の向上を図ります。

また、フレイル状態を早期に発見し介入することで、加齢による生活機能低下を改善するとともに、慢性疾患の適切な管理を行うことにより、自立支援・重度化防止を推進し、生活の質の向上及び健康寿命の延伸を目指します。

基本目標5 認知症施策の推進

認知症施策推進大綱の基本的な考え方を踏まえ、「認知症になっても暮らしやすい三条市」を目指し、認知症の方が容態に応じて適時、適切な医療や介護につながるための支援体制を整備するとともに、認知症の方の介護者への支援の充実、認知症の方が安心して活動できるための地域づくりを推進します。

基本目標6 権利擁護の推進

認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより、自らにとって必要なことを主張したり、一人で選択・決定することが難しい状態の方が、地域社会に参画しながらその人らしい生活を継続できるよう、権利擁護支援と意思決定を支援することが必要です。そのため、権利擁護支援の必要な方を発見し、適切な支援につなげる権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築やそのネットワークの調整を担う中核的な機関（＝中核機関）の機能を充実させることにより、支援の必要な方が適切な支援を受け、安心して暮らすことができる環境を整備します。

基本目標7 安定した介護保険サービスの充実

持続可能な介護保険事業を運営するため、介護保険制度の理念を踏まえた介護給付等適正化を推進し、事業を適正かつ円滑に実施するとともに、在宅生活の継続に必要なサービスの充実を図ります。

また、利用者のニーズを把握し、長期的視点に立った施設整備を進めていきます。

2 施策の体系

目指す姿

生涯にわたり住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまち

第8期 基本目標

施策の展開

1

地域共生社会実現のための地域包括ケアシステム推進体制の強化

- (1) 地域包括ケア総合推進センターの機能強化
- (2) 地域包括支援センターの機能強化
- (3) 地域ケア会議の推進

2

在宅医療・介護連携の推進

- (1) 個別支援における多職種連携の強化
- (2) 意思決定支援の推進
- (3) ICT活用による効率的な医療・介護の提供
- (4) 在宅医療提供体制の確保

3

生活支援体制の整備

- (1) 生活支援サービスの充実
- (2) 生活支援の担い手の確保
- (3) 地域の支え合い体制づくりの促進

4

自立支援・重度化防止及び介護予防の推進

- (1) 外出・交流・社会参画機会の拡大及びヘルスリテラシーの向上
- (2) フレイルの早期発見・介入及び改善策の強化
- (3) 自立を基本としたケアマネジメントの実施体制の充実
- (4) 保健事業と介護予防事業の一体的な実施

5

認知症施策の推進

- (1) 認知症の容態に応じた適時、適切な医療・介護の提供
- (2) 認知症の方の社会参加の促進
- (3) 認知症の方の介護者への支援の充実
- (4) 認知症の方が安心して活動できる地域づくり

6

権利擁護の推進

- (1) 必要な時期に適切な権利擁護の支援につなぐ体制の整備
- (2) 成年後見制度等を安定的に利用継続できる体制の整備
- (3) 市民啓発
- (4) 高齢者虐待への対応

7

安定した介護保険サービスの充実

- (1) 介護保険サービスの拡充
- (2) 介護給付等適正化の推進
- (3) 在宅介護を支援するサービスの充実
- (4) 市民及び支援関係者への介護保険制度の理念の理解促進
- (5) 医療・介護人材確保策の研究
- (6) 災害及び感染症に対する備えの検討